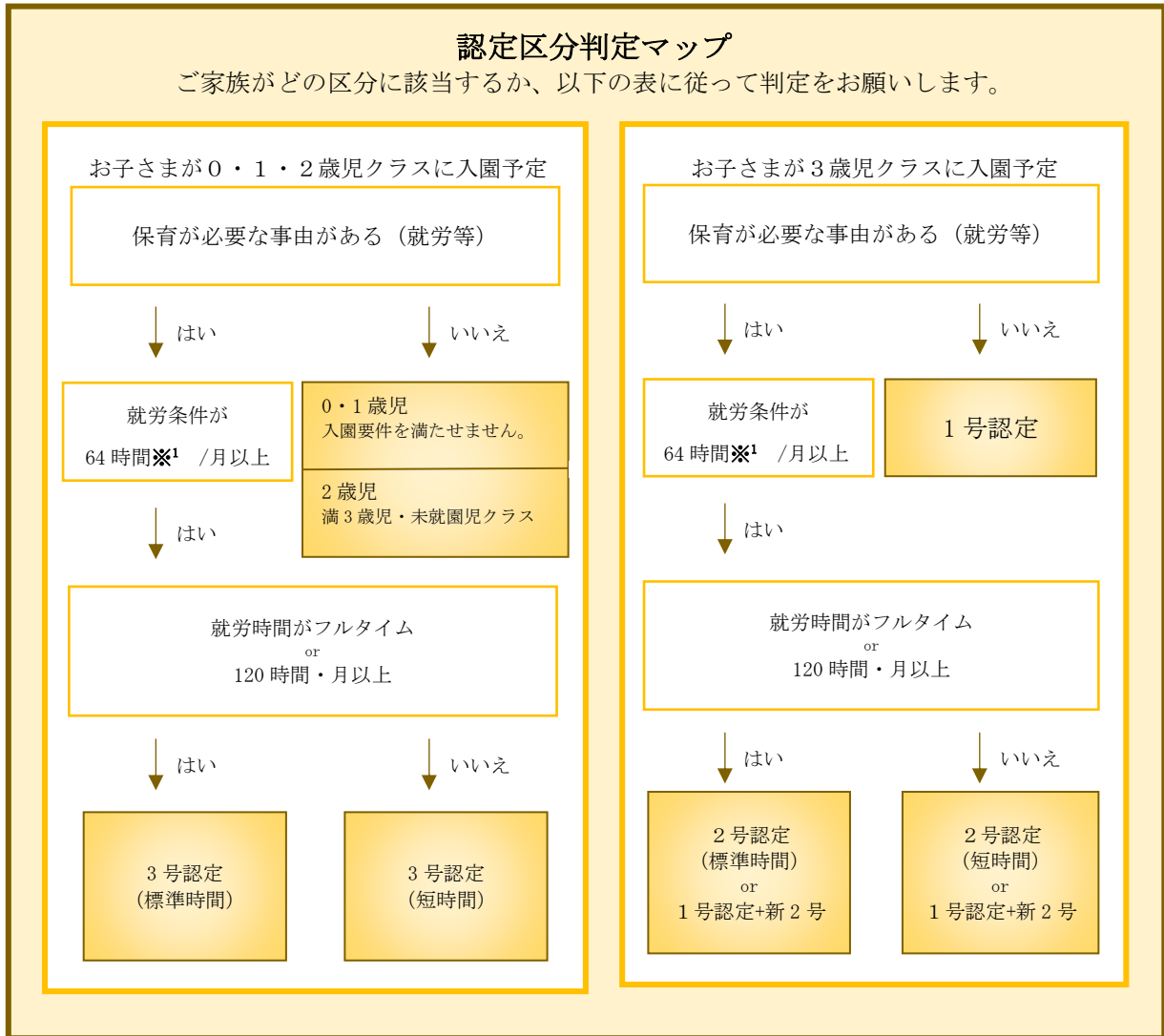


認定区分判定マップ

ご家族がどの区分に該当するか、以下の表に従って判定をお願いします。



※¹ 上記時間数は和泉市のケースです。各市町村が定める最低時間以上となります。

保育を必要とする事由	
就労	ひと月において、実労働時間で64時間以上就労している
妊娠・出産	妊娠中である、または出産後間がない
疾病・障がい	疾病にかかっている、または障がいを有している
病人の介護・看護	同住所の親族（長時間入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護している
災害復旧	震災、風水害、火災またはその他の災害の復旧に当たっている
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている
就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用している子ども（3歳クラス以上が原則となります）がいて継続利用が必要である。
その他	その他上記に類するものとして市が定める事由に該当する。